

総務産業常任委員会記録

日 時 令和7年6月4日（水曜日）10時00分～11時35分

場 所 議員控室

出席者 小寺委員長、工藤副委員長、金木委員、逢坂委員、佐藤委員、村田議長
飯作地域振興課長、山田政策推進係長

三上商工観光課長、木村商工観光課長補佐、小笠原観光振興係長

オブザーバー 阿部議員、平山議員、舟見議員、村上議員

事務局 鈴木局長、嶋元係長

小寺委員長

それでは、時間になりましたので、総務産業常任委員会を行いたいと思います。

本日は2件行います。最初に、地域振興課より辺地に係る公共的施設の総合整備計画についての説明を受けたいと思います。これに関しては、次の6月の定例会で計画のほう出るという予定になっていて、その前にとということで説明を受けたいと思います。

それでは、飯作課長、お願いします。

1 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について

説明員 地域振興課 飯作課長、山田係長

飯作地域振興課長 10:00～10:09

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、説明の時間をいただきまして、ありがとうございます。本日は、委員長からもありましたけれども、辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてということで、これまでの辺地計画が令和6年度で期間満了となりまして、令和7年度から新たな計画を策定するに当たりまして制度の概要と計画の内容について説明をさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

では、座って説明をさせていただきます。それでは、お配りをしております資料、辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてに基づきまして、既にご承知の分もあるかと思いますが、制度の概要と本町の計画について説明をさせていただきます。

初めに、辺地の制度についてであります。辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律により、辺地とその他の地域との間における住民生活の格差是正を図ることを目的として国から財政上の特別措置を受けることができると

いう制度でございます。

資料1番の辺地の概要でありますけれども、辺地とは交通条件や自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれていない山間部や離島などの地域で、住民の数やその他の要件に該当している地域と定義をされております。政令で定める要件としましては、1つ目に当該地域の中心を含む5平方キロメートル以内の面積の中に50人以上の人口を有することでありまして、地域の中心とはその地域内で宅地の3.3平方メートル当たりの価格が最高の価格である地点をいいます。2つ目に辺地度点数として、中心からバス停や学校、医療機関、役場など公共施設までの距離が遠隔であることなどへんぴな程度を示す点数をいいまして、積算をしていきましてこの辺地度点数が100点以上であることとされております。

次に、資料2番の総合整備計画の策定等ではありますが、冒頭で申し上げましたとおりこの制度は辺地とその他の地域との間における住民生活の格差是正を図ることを目的としておりまして、当該辺地において公共的施設を整備しようとする市町村については辺地の総合的な整備に関する財政上の計画、いわゆる総合整備計画を定めることができることとされております。総合整備計画につきましては、議会の議決を経て策定するものとされておまして、あらかじめその整備の内容については北海道知事との協議を行うものでございます。議決をいただいた後については、総務大臣へ提出し、起債予定額の協議、同意が得られることになりまして、計画を変更する場合につきましても同様の手続を取ることとされております。本町におきましては、直近で天売と焼尻の2つの辺地において令和2年度から令和6年度まで、寿、中央、朝日、平、上羽幌辺地については令和4年度から令和6年度までを計画期間として総合整備計画を作成しており、その概要につきましては資料に記載の表のとおりとなっております。

次に、3番の辺地に対する財政上の特別措置ではありますが、先ほど申し上げました総合整備計画に基づき町が実施する公共的施設整備について辺地対策事業債を財源とすることが可能となります。この辺地対策事業債については、充当率が100%、また元利償還金の80%に相当する額が普通地方交付税の算定に用いる基準財政需要額へ算入されるもので、ほかの地方債と比較して財政運営上有利な支援が受けられるものでございます。

次に、2ページを御覧いただきまして、4番の新たな総合整備計画でありますけれども、冒頭にも触れましたけれども、これまでの計画が令和6年度をもって期間満了となりましたことから、引き続き当該辺地における財政上の特別措置を受けるため、令和7年度から令和11年度までの5か年を計画期間とした総合整備計画を策定するものでございます。新たな計画の概要につきましては、表のとおりでありまして、各辺地ごとの計画書案につきましては別紙として添付をしておりますが、登載している事業を申し上げ

ますと、まず別紙1を御覧いただきまして、寿、中央、朝日、平、上羽幌辺地であります。1番の辺地の概況と2番の公共的施設の整備を必要とする事情の本文につきましては記載のとおりでございますけれども、その下の黒点になりますが、それが登載事業となりまして、経営近代化施設につきましては農業用排水施設の劣化などにより水害や農作物被害が発生していることから、道営の農業農村整備事業により改善を図るものでございます。3番の公共的施設の整備計画につきましては、当該事業の事業費と財源を表したものでございます。

次に、別紙2を御覧ください。天売辺地になりますが、同じく2番の公共的施設の整備を必要とする事情の本文の下に黒点になりますが、まず1つ目の学校施設につきましては天売小中学校の経年劣化に伴う校舎及び体育館の大規模改修を盛り込むものでございます。次に、黒点が3つ並んでおりますが、公民館その他集会施設、地場産業施設、診療施設につきましては老朽化が著しい天売総合研修センター、水産実習室、天売老人の家、これらの各機能を集約した複合施設の建設を盛り込むものでございます。次の黒点、飲用水供給施設につきましては、簡易水道の各施設の維持管理を進める中で和浦ポンプ場の改築を盛り込もうとするものでございます。一番下の黒ポツ、教職員住宅につきましては、老朽化が著しい教職員住宅の改善を行い、長寿命化を図ろうとするものでございます。次のページを御覧いただきまして、3番の公共的施設の整備計画につきましてはただいま申し上げました各事業の事業費と財源を表したものでございます。

次に、別紙3を御覧ください。焼尻辺地でございますが、こちらも2番の公共的施設の整備を必要とする事情の本文の下を御覧いただきまして、1つ目の黒点、学校施設につきましては焼尻小学校、焼尻中学校の建て替え事業、2つ目につきましては教職員住宅ということで、老朽化が著しい教職員住宅の改修事業を盛り込もうとするものでございます。3番の公共的施設の整備計画につきましては、別紙1、別紙2と同様に各事業の事業費と財源を表したものでございます。

以上が辺地に係る公共的施設の総合整備計画の制度概要と新たに作成しようとする計画案の内容でございます。

なお、本計画の策定につきましては、本年5月7日付で北海道との協議が調いましたことから、今月開会予定の6月定例会、こちらのほうに提案をさせていただきたいと考えているところでございます。

説明については以上でございます。よろしくお願いいたします。

小寺委員長

ありがとうございます。今回この計画の説明をとということで、その前段で辺地につ

いてですとか、計画の基本的な部分を説明してほしいということで今回要請して、前半の部分になりますけれども、改めて辺地について目的ですとか、対象ですとか、経緯ですとか、そういうものを説明していただきました。ありがとうございました。

それでは、質疑のほうに移りたいと思います。質疑のある議員は、挙手にてお願いいたします。

－主な協議内容等（質疑）－ 10:09～10:31

逢坂委員 確認の意味で聞きたいのですけれども、総合整備計画の策定は令和6年度までの事業とこれからやる令和7年度からの計画の事業の中で寿、中央、朝日、平、上羽幌が2から1事業になって、焼尻地区が3事業から2事業に変更になっているのだけれども、この辺の減ったという、どういう事業が減ったのか減らないのか、その辺教えてほしいなど。

飯作課長 6年度までの計画、5年間ということで、2年度から6年までの5年間、寿等の原野につきましては4年度からということで計画しておりましたけれども、当然辺地債、起債を起こすための事業計画ということで提案しておりましたので、6年度までに事業が完了してしまったものについては当然7年度以降は含まれていませんし、例えば焼尻でいきますとめん羊の草地改良でしたか、機械整備なんかも6年度までについては直営の部分がありましたので、盛り込んでいましたけれども、当然7年度以降はそういったものは外れていくということで、そういう出入りがあるということでご理解いただければと思います。

逢坂委員 そしたら、寿の方面も何かの事業が完了したということでいいのか。

山田係長 寿のほうにつきましては、スクールバスの購入について盛り込んでおりましたので、それが事業完了したということで7年度以降は入っていません。

逢坂委員 もう一点、別紙の2も含めて別紙の3も関係あるのですけれども、3の整備計画の中で財源構成聞きたいのだけれども、例えば一番上にある学校施設、天売の小中学校の改修事業には特定財源が盛り込まれている、

それから飲用水供給施設も特定財源が盛り込まれているのだけれども、この特定財源って教えてほしいのだけれども、どういう財源なのか。

飯作課長 今回我々が集約して計画をつくるということで、各課から向こう5年間の事業内容と財源内訳等を集約したもので、中身の細かい部分は正直把握していないのですが、恐らく起債を借りる前段の例えば国庫補助ですとか、そういった財源があるということで特定財源という位置づけでまず上げた中で残った整備費については起債を充てるということでこういう内訳というふうになっていると思います。

逢坂委員 各課から上がってきた部分ということなのだけれども、ちょっと中身分からないのだろうと思うのだけれども、このゼロという数字、特定財源が全くない部分もたくさんあるのだけれども、これは全くその辺は何か特別なものには該当しないということでゼロということでもいいのか、解釈としては。

飯作課長 お答えをいたします。まず、事業費として合計額を書かせていただいていますけれども、これはちょっと説明が足りなかったのですが、その事業の全体の事業費ということではなく、まず辺地債の対象となる部分の事業費ということを書き出させていただいています。その中で補助金が当たるものは、特定財源という形で出ますけれども、今言われた特定財源ゼロという部分に関しましては辺地債の対象となる部分においては他の財源が今のところ、向こう5年間の経過なので、これからの補助の制度とかいろいろ探していくうちに見つかってくる部分もあるのかなとは思いますが、現状として所管課では他の財源がないという判断での記載だということでご理解ください。

逢坂委員 もう一回、しつこいようですけれども、そうすると財源が辺地のほうの対象になるから、そういう財源はなりづらいということなのか、別な財源を使うというのは。辺地債使うと、結果的にほかの財源使わなくても8割程度の補填があるからいいという部分なのか、それともまだまだ使える分もあるのかなという、先ほど課長の話だったらまだありそうなあれなのだけれども、今厳しい財政の中でできるだけそういう財源あれば

使ったほうがいいと思うので、補助なり、そういうものを、だから辺地債があるからというのではなくて、そういう部分を探してできるだけ財源つくると、お金かからないようにしてほしいという要望兼ねて言っておきます。答弁はいいです。よろしくお願いします。

小寺委員長 各課から上がったものを地域振興課で取りまとめてこの計画に盛り込んだということで、事業が各課に及んでいるので、もし詳しく特定財源がないのかということになっていくと、各課の担当になるので、それを調査することもできますし、できればまた各課に詳しく聞くということもあり得ますので、よろしくお願いいたします。

工藤副委員長 地方の心配事というか、別紙の一番最後なのですが、焼尻小中学校建て替えなのですが、これはこの形で、これは今の段階では計画だと思えるのですが、実際にこのとおり進めていこうという計画なのか、その辺今の段階でどういう考えで町はいるのかということを知りたいのですけれども。

小寺委員長 まず、先ほども言ったとおり、前提は各課から上がってきたもので、取りまとめが地域振興ということで、細かなことに関しては教育委員会含めた担当課が担当するので、細かいことは今度文教厚生常任委員会がありますので、それも踏まえて取りまとめたという段階での方向性がもしあればですけれども、いいですか。

飯作課長 ただいまの質問ですけれども、説明の中でも申し上げましたけれども、取りあえず辺地債を起すための整備計画ということで当然整えなければなりませんけれども、その計画は6年度で満了になると、7年度から切れ目なく引き続きということで、年度当初といいますか、6年度末から新しい計画については策定をするための準備作業行っておりましたけれども、その時点で現状において将来的に整備の取りあえず予定があり、かつ辺地債を活用したいというところの取りまとめをしておりますので、7年度当初といいますか、その時点での計画ということでまずご理解をいただきたいと思います。工藤副委員長言われたように、焼尻小中にかかわらず、ここに掲載している事業、どの事業についても今後の財政状

況ですとか見通しによって当然変更は生じてきますので、そういった部分についてはこれから所管課含め、おいおいどういった形で進めていくかということが協議されると思いますので、都度変更があれば随時変更を加えていくということでございますので、今後の見通しどうなのかというのは私たちも所管している部分とはちょっと違いますので、この場でどうのこうのと言う立場ではございませんけれども、変更もあり得ると。ただ、年度当初の計画整備については、この計画を基に進めていたということでご理解をいただければと思います。

小寺委員長 先ほども言いましたけれども、今月の19日、定例会後に文教厚生常任委員会で焼尻小中学校についての委員会が開催される予定です。その中で方向性だとか、内容はちょっと分からないのですけれども、出るのかなと。今回は、あくまでも総合整備計画についてですので、変更があり得たり、追加されたり、今後あるとは思いますが、その辺もご理解いただきたいと思います。

工藤副委員長 もう一点聞きたいのですけれども、1ページなのですけれども、3番の辺地に対する財政上の特別措置というところがあって、充当率が100%、それから交付税措置、元利償還金の80%が基準財政需要額に算入、これ書いてあるのですけれども、こういうことだよというのを僕聞きたいのですけれども、教えてもらえませんか。充当率100%がどういうことであって、後で言った元利償還金80%という、これがどういうことかというのを正確に理解していないので、教えてもらいたい。

飯作課長 いろいろ事業費がある中で例えば、本当に例えばですけれども、100万円の事業費があって、その100万円がまず起債の対象になるかどうかといったときにその事業費の2分の1しか対象になりませんよってなれば、当然50%、2分の1ということなのですが、この辺地に関してはまず辺地の要件満たす事業の内容としては100%算定の対象になりますよと。これ直接補助金、いわゆるお金が入ってくるということではなくて、普通交付税にその部分算入されますので、その算入される割合が100%のうち事業費の80%は交付税に算入しますよということの割合といいますか、ということでございます。

工藤副委員長　そうすると、例えばこの事業が正規に行われるときのその年度の国からの交付金の中にこういう部分も入ってくるのだということなのですか。

飯作課長　すみません。財政のほうの具体的なお金の動きというのは、私もなかなか疎いものですから、分からないのですけれども、その年度に入ってくるかは分かりませんが、例えば令和7年度の事業に対する羽幌町への普通交付税の交付が幾らってなったときにトータルで考えると、その部分の8割分は7年度中に来るのか今年度に来るのかちょっと分かりませんが、その分は間違いなく算入されて交付されているということで、そういう仕組みで、申し訳ありません。

小寺委員長　この辺も本当に基礎的なことなので、とっても大事なことなので、今後細かいことは財政課で調査事項にしてもいいのかなと。いつ入ってくるのかとか、算定についてとか、そういうのは今後考えたいと思います。

金木委員　私もそんなにしつこく聞くわけではないので、今回この辺地債の見直しに当たって、昨今テレビやニュースなどでも報道されていた文科省の予算というのですか、文科省から各自治体への交付金とかがかなり半分ぐらい急に削られて各自治体がもうきゅうきゅうして困っているというような報道もされているのですけれども、その問題は文科省なので、後日の文教のほうのことになるかと思うのですけれども、今回そのことに関わって辺地債の見直しに当たって何か考慮したこととかということとは特にあったのかどうか、その辺だけお聞きしたいと。

飯作課長　いろいろ目減りという表現がいいか分かりませんが、そういった減らされているのかという情報はあるのでしょうか、そこら辺の状況につきましては把握しているとすれば財務のほうが一番理解されているのかなと思いますけれども、あくまでも最終的にこれ起債、辺地債につながる計画ではありますけれども、私たちとしては計画の取りまとめ、整備、道への協議というところの段階を踏まさせていただいていますので、我々が作業している部分についてはそこら辺の情報というものもないですし、特段考慮とかというものはないということでもあります。

村田議長 何点か、まず1ページ目の2のところの図に書いてある直近分というところの辺地人口、天売と、あと最後原野地区と出ているのですけれども、それが次のページに新たな計画の概要というところの辺地人口ってなると、見ると自分の住んでいる原野地区が一番辺地人口が減っているという、この算定の仕方というのをまず、辺地人口という部分はそこに住所がある人の人口なのか、またその事業に対して影響を及ぼす人の人口なのか、その見方というのか、その取り方というのか、そこら辺ちょっと分からないので、まずその部分はどうなっているのか。

山田係長 お答えいたします。まず、人口なのですけれども、今回新しく7年度以降計画を行う人口というのは令和7年3月31日現在の住民基本台帳の数字となっております。この数字というのは、先ほど説明でもありましたけれども、地域の中心というのを定めて、そこを含む5平方キロメートル以内の面積に住んでいる方の人口ということで算定していますので、その人口が151人というような形で算定をしているというふうになっております。

村田議長 そしたら、前の6年までの今の原野地区でいうと235人ってなっているのも同じ計算の仕方でやって、6年度までは235人だったのが7年度の新しい計画立てたときには84人減って151人になったということの理解でまずいいですか。算定の取り方が違ったとかということではないのかなということ。

小寺委員長 暫時休憩します。

(休憩 10:26～10:27)

小寺委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

飯作課長 直近分ということで2番のほうに示している数字235人というのは、当然この計画をつくったときの令和4年度の時点の人数なのですが、ちょっと当時の中身があれなので、恐らくなのですが、そのときについては今

言った中心地を含む5平方メートル範囲ということではなく、この原野地区エリア全体の人数を把握した中での申請だったのでないのかなというところが、恐らくですが、そういう気がしております。ただ、今回に関しては、さっき言った5平方メートルの範囲の中の人数ということです。

村田議長 今の説明で分かりました。こんなに原野地区、人口、島よりも減ってしまうのかな、減っているのかなと思って、そこは理解しましたので、分かりました。
もう一点いいですか。

小寺委員長 はい、どうぞ。

村田議長 これも原野地区の事業、スクールバスは購入したので、終わったのですが、けれども、農業農村整備事業、道営の関係は令和2年頃からスタートして、今3地区でやっていて、終わるのはそれこそ今からまだ10年もかかるような、そういう事業なのですが、ちょっと辺地という部分で分からないところがあるので、聞きたいのですけれども、今原野地区でいくと辺地度点数というのも一番低くて、109点から114点になって上がっているのですけれども、これ例えば5年のうちに100を切ったということにもしなった場合、計画年度途中であっても例えば辺地債借りれるものが過疎債でなければ駄目になるのか、あと5年間は大丈夫よと、ただ5年後見直したときに例えば98とか97になっていたときには、それはもう辺地でなくて継続事業での過疎債に変わっていくのかという、そこら辺のルールがもし分かれば教えていただきたいのですけれども。

山田係長 説明でも申し上げましたとおり、あくまでもこの計画につきましては議会の議決を経て策定するものでありますので、策定後に例えば点数が足りなくなっただとか、そういったことが生じたとしても計画期間中であれば辺地債を充当できるということで理解しております。

村田議長 では、確認です。あと5年間過ぎたときに承認されなくなるという、例えば100を切ったときはということの理解でいいですね。

山田係長 あくまでもこの5年間につきましては事業の見直しで、あと事業費の見直しでそういった変更はしますけれども、点数の見直しというのはしませんので、その辺は大丈夫かと。

小寺委員長 ほかにございませんか。(なし。の声) それでは、ないようですので、先ほども言ったとおり6月定例会のほうでこの計画が上程されますので、またもし質疑がある場合はそちらでよろしくお願いします。
以上で1件目の辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてを終了します。ありがとうございました。
次、課が替わるので、40分からにしたいと思います。

(休憩 10:31～10:40)

小寺委員長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

2件目です。いきいき交流センター指定管理者の更新事務について行いたいと思います。

担当は商工観光課、まず三上課長、お願いします。

2 いきいき交流センター指定管理者の更新事務について

説 明 員 商工観光課 三上課長、木村課長補佐、小笠原係長

三上商工観光課長 10:40～10:41

本日、貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。皆さんご存じのとおり、今年度いっぱい第2期のいきいき交流センターの指定管理者の期限が切れるということで昨年から理事者とも話し合いをしてきましたけれども、大まかなスケジュール等が固まりましたので、本日ご説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

木村商工観光課長補佐 10:41～10:48

それでは、私のほうからお手元の資料を基に説明をさせていただきます。

羽幌町いきいき交流センター指定管理者募集概要としまして、このたび指定管理者の募集に当たりまして公募の形式で募集を行うということで、その募集要項の中身の概要を資料を基に説明をさせていただきます。

まず、指定管理者の募集について、羽幌町では羽幌町いきいき交流センターをより効果的、効率的に管理運営をしていただく指定管理者、管理運営を実施する団体を募集いたします。

2番、管理に当たっての条件としまして、まず業務内容につきましては施設の管理運営、利用承認、利用料の徴収、あと施設の維持、修繕等を行っていただくこととなります。利用料金につきましては、施設利用料金は指定管理者の収入とし、管理経費を賄う形で考えております。指定期間につきましては、令和8年の4月1日から令和18年の3月31日までの10年間を指定期間として考えております。

3番、応募資格等、申請者の備えるべき資格、申請者は法人またはその他団体であり、以下の条件を満たすことが必要であるとしております。そこに法人等の団体であること、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと、地方自治法244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消されていないこと、羽幌町から指名停止措置を受けていないこと、会社更生法、民事再生法等に基づく更正または再生手続を行っていないこと、暴力団またはその利益となる活動を行う団体でないこと、税金を滞納していないこと、過去5年間に於いて類似施設の管理運営の実績を有することとしております。

申請方法につきましては、指定管理者指定申請書、事業計画書、収支計画書のほか、関係する必要書類を提出していただくことになります。

募集期間につきましては、6月から9月までの約3か月間を予定しております。

選定方法につきましては、羽幌町公の施設の指定管理者選定委員会における選定基準に基づく総合的評価と書類審査及び申請者によるプレゼンテーションを経て指定管理候補者を選定いたします。このプレゼンテーションを実施する時期につきましては、募集後9月中を予定しております。

次のページへ参ります。選定の基準です。指定管理者の選定は、次の事項を選定の基準としています。1番、利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図れるものであること。2番、公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。3番、公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。4番、公の施設の管理を安定して行う人員、資産、その他の経営の規模及び能力を有しており、または確保できる見込みがあること。

この選定基準に対しまして（2）番、評価のポイント、選定基準に対する評価のポイントは以下のとおりとなっております。そこに左側に項目、右側に評価のポイントとい

うことで項目1番から9番までございます。

まず、1つ目、施設の運営方針。これは、施設設置目的に合致しました理念、運営方針が設定されているか、公共性、公平性の観点を考慮した方針となっているか。

2番、年間の事業計画。利用者の増加や地域の活性化につながる計画になっているか、施設利用者や町民の満足度向上につながる事業が計画されているか、事業のスケジュールや開催回数は適切かなどとなっています。

3番、公の施設の効用を最大限に発揮するものであるか。ここにつきましては、3つに分かれております。1つ目がサービスの向上のための計画、2つ目が利用者の増加に向けた計画、3つ目が交流拠点施設の機能強化に向けた計画、それぞれそこに書かれている内容が評価のポイントというふうにしております。

4番、経費節減のための工夫と効率的な運営の仕組み。適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであるか。

5番、類似施設等の施設の管理運営実績及び活用できるノウハウ。管理を安定して行う経験、能力を有する、または確保できる見込みがあるか。

6番、施設管理手法及び維持管理体制の明確化。適切な職員配置及び勤務形態が確保されているか、職員の確保、指導育成、研修計画がきちっとされているかという部分をポイントとしています。

7番、安全、安定的な施設管理に関する取組。衛生管理、事故、防災、緊急時の管理体制が構築されているか。適切な資金計画、財政基盤の支援体制が整っているか。

8番、個人情報管理体制。個人情報保護について配慮と必要な措置が見込まれているか。

9番、その他施設の管理運営に必要な要件。食材等の地元調達や町内からの雇用についての配慮が行われているか。指定管理料を設定する場合、算定の根拠は適切か。

以上の部分が選定基準に対する評価のポイントということでなっております。

この選定の結果につきましては、町ホームページで公表するとともに、各申請者に文書で通知いたします。結果の通知は、10月を予定しております。

5番です。指定管理者選定のスケジュールということで、予定としましてこれからのスケジュールを載せております。まず、6月中旬、公募開始、9月の上旬で公募締切り、9月中旬から下旬においてプレゼンテーション実施による選定委員会による審査、10月、選定結果の通知を行うとともに候補者との協定内容についての協議等を実施します。11月に議会への議案作成等行い、12月の議会で審議をしていただく形になります。そこで審議していただいた結果につきましては12月、指定管理者指定通知ということで指定管理者に通知をいたします。翌1月から3月につきましては、準備期間ということで設定

をしております。

以上となります。

小寺委員長

それでは、質疑に移りたいと思います。質疑のある議員は、挙手にてお願いいたします。

－主な協議内容等（質疑）－ 10:48～11:35

逢坂委員 何点か聞きたいので、確認も含めてですけれども、まず指定管理期間、管理条件でなのですけれども、10年というスパンになっているのですけれども、これ従前から10年間というスパンだったと思ってありますが、この10年間にした基礎的な何か基準みたいのが町としてはあるのかどうか、10年間でなければならないとか、例えば5年間なり8年間とかということもあると思うのだけれども、その辺の基準というのか、10年間にした理由になるのだと思うのだけれども、その辺教えていただければ。

木村課長補佐 お答えいたします。今回10年間としたという部分で、10年間にしなければならないとかというような決まりはございません。5年でも3年でもその期間につきましては指定管理を管轄するというか、自治体のほうでそれを設定することができます。今回10年といたしましたのは、当施設が宿泊施設だけではなくて道の駅として地域の交流施設としての位置づけもあります。その中で長期的な視点で事業計画を立てることで地域と密着して様々な事業展開をしていくことができ、より安定した施設運営につながるように10年という年を設定いたしました。

以上です。

逢坂委員 安定した経営を図るというのが主なものだということで10年間にしたことなのですが、例えば毎年たしか私の記憶ではいろいろと報告があって、毎年度何かあれば、たしかお金のほうだったか、ちょっと私勘違いしているかもしれないのだけれども、契約は10年間というのは何かあっても変わらないという、例えば大きな事故起こしても変わらないということでもいいのか。これは、仮定の話なのだけれども、例えば大きな

火災を発生させたとか、そっちのほうに瑕疵があった場合に事業所は駄目だねというようなことにはならないのかなと。その10年間は、どんなことがあって受けた業者が契約どおり担うのかという、その辺お聞きしたいのです。

木村課長補佐 一応基本的に10年間をやる際に基本協定という形で10年間の協定を結んで、各年度ごとに協定を毎年結んでいく形でやっていくのですけれども、その協定書の中に協定に反した場合というか、その項目が入っておりまして、その部分でもし指定管理者側のほうでの瑕疵とか、そういうものがあって、それが協定に反するとか、うちのほうの部分の考えとちょっと変わってくる部分とかというのがございました場合については、途中でその部分についてを取消しというような措置も取れるような形での協定を結んでおります。

逢坂委員 関連なのだけれども、例えばその施設で瑕疵とか、そういうのが発生したときに議会に諮るということであったかどうかちょっと私の記憶では分からないのですけれども、その辺教えてほしいのだけれども、たしか毎年度何かそういうような話があったような、前回か前々回かそういう話があったのだけれども、毎年度そういうふうにして諮るものなのか、それとも何か起きた場合にだけ例えば議会なり、それにかけるのか、その辺分かれば教えてほしいと。

小寺委員長 暫時休憩します。

(休憩 10:52～10:56)

小寺委員長 会議を再開します。

木村課長補佐 先ほどご質問のありました取消しの部分について、申し上げたとおり協定の中では指定の取消し等ということで指定の取消しに関する条項を設けています。ただ、指定管理を取り消す際に議会等の議決という部分については、手元の資料にありませんので、後日またご報告をさせていただくような形にさせていただきたいと思います。

小寺委員長 逢坂委員、よろしいですか。

逢坂委員 はい、分かりました。よろしくお願いします。
それから、もう一点、2枚目の(2)の評価のポイントの関係なのですが、けれども、施設の運営方針の中の2段目の最後のほうになるのか、括弧になるのか、住民意見の反映というのがあるのです、例えばの話で、例で。この住民意見の反映って、例えばこれ誰がどういう形で、受けた業者が住民の意見の反映を何かで調査するのか、町がこれをやるのか、住民の意見の反映をしなければ駄目だってうたっているわけだから、それはどういう段階で住民の意見を取り込もうとしているのか、どこがやるのか教えていただければありがたいです。

木村課長補佐 まず、このポイントという部分では、そういう住民意見を反映できることを運営方針の中に盛り込んでいるかということがポイントになります。実際に例えば運営が開始されて住民意見を反映するということになる場合については、その手法がアンケートだったり、モニタリングだったり、いろんな手法があると思います。そういった部分をこの中で提案をしていただいて、それが適切かどうか、うちのほうの考え方に合っているかどうかという部分を判断するためにこのポイントとして載せております。以上です。

逢坂委員 分かりました。そういうことだと思うのですが、それで次のページの7番目に安全、安定的な施設管理に関する取組ってあるのですがけれども、この評価ポイントの中にその安全という部分の中身が、私としては安全ってどこの部分の安全を言っているのか、あくまでもこっちの評価ポイントは衛生管理、事故、防災、緊急時の管理体制が構築されているかということで、要するに管理体制が構築されているかということのをうたっているわけで、施設の安全性について、これどこにうたっているのか、要するに施設の安全管理、どこにこれあるのかなって私は思うのですがけれども、これはないのですね。これは緊急時、あるいは防災の管理体制ですから、自主防災組織だとか、事故があったとき救急呼ぶとかいうことであって、施設の安全、全体の安全管理はどこにあるか。例えば、大

変申し訳ないのだけれども、風呂場の関係だとか、そういう安全管理の体制、これはどこにあるのか。(衛生管理というの入っている。の声) 大きく解釈すると、今議長言われたとおり衛生管理の中に入るのかなという部分もあるのだけれども、やっぱりこれ大きくうたったほうが私としてはいいのかなというふうに思うのですけれども、その辺はどうか、考え方として。これから公募を開始してやるわけですから、町側としてこういう安全管理の施設の管理の文言を入れるとか、何かそういうのをやっぱり入れたほうが私としてはいいと思う。ただ、これはあくまでも衛生管理含めて、衛生管理って言われるとほぼ全部、全て、大まかな指標だと思うので、そうでなくて安全性の担保をきちとしたものを取っておかないとなかなか町側のほうから言えなくなるのでないかなと思うので、ぜひその辺を検討していただきたい。要望です。どうですか。

小寺委員長 暫時休憩します。

(休憩 11:02～11:08)

小寺委員長 会議に戻します。

木村課長補佐 すみません。ここは、今ポイントという部分だけに絞って載せているのですけれども、要項の中に指定管理者と町の責任分担ということで施設における修繕だとか、管理だとかという部分の指定管理者と町の役割分担を載せているところがございまして、その中に指定管理者は良好な状態で管理する義務があるということで明記しておりますので、そちらのほうで応募していただく方にはそういうことだということを認識してもらって、もちろん審査する側のほうもそういう部分がどうなのかということとは審査の中身で評価していくというような形に考えております。以上です。

工藤副委員長 募集の内容は、おおよそ分かるのですけれども、どれだけの会社というか、応募があるかというのは今後のことだと思うのですけれども、それを決定するに当たってお願いしたいというか、要するに現在の指定管理者の運営というのは町側は十分理解していると思うのですけれども、応

募が出てきたときに今よりもっといい経営内容の応募者がいた場合の決定というのか、そういうのを十分見極めてやっていただきたいと思うのです。現状見てみると、羽幌よりも近隣町村のほうが行きやすいだとか、あるいはそっちのほうにお客さん行っているねとかという、そういう声も町側は分かっていると思うけれども、現在はどういう部分が足りないのか、あるいは今後新しく指定管理に入ってもらう方に要望するものも町はきちっと捉えておいて、そして何件かあった場合にはよりいいところと契約してほしいなと僕思うのですけれども、その辺の捉え方というのか、決定するに当たってどんなふうに現在思っているのか聞きたいのですけれども。

三上課長 お答えいたします。委員おっしゃるとおり、複数あればですけれども、複数いた場合プレゼンを聞きまして選定委員会の委員がそれぞれ採点していくわけですが、その中でよりよい事業者が選ばれることになると思います。

工藤副委員長 それで、そういうふうになっていくと、この町にあるホテルですから、よそから入ってくる人は羽幌町のサンセットプラザということで来ますから、町としてはよりその来てもらったお客さんに満足して帰ってもらえる、また再度来てもらえる、あるいは知り合いにいい情報を流してもらってお客さんがもっと増えるという、そういう部分の要望も常に町から発信して町民にも満足していただける、そして町民の例えば親戚が来た、そういうときにここのホテルいいから、ここに泊まったらどうだという、そういう会話も町民の中から出るような施設にしなければ、せっかく来てもらっても何もいい情報が流れていかないのであれば町としても困るので、その辺は町の思いももっと今まで以上に強く言えるような体制にしていだきたいと思うのですけれども、その辺はどう考えていますか。

三上課長 お答えいたします。委員おっしゃるとおりだと思いますので、そのような業者を選びたいなというふうに考えております。

小寺委員長 すみません。1つ確認します。工藤委員の言う要望が町の意向として反

映されるのですか。あくまでもこれは評価ポイントで決定すると理解しているのですけれども、町がこっちよりあっちというふうな決断はないと私は理解したのです。あくまでもポイントがいいところが選ばれるという審査方法だと思うのです。工藤委員は、よりよいもので町が選んだほうがいいのではないかというあれでしたけれども、そこだけ確認したいのですけれども、あくまでも選定の基準のポイントで指定管理者が選ばれるということでもいいのでしょうか。ポイントが低くても選ばれる、町の意向が働くということはないですね。

三上課長 これは、ポイントの高いところに決定になると思いますので、ただその選定する中で町と指定管理者が同じような考え方で進めるような業者を高く評価すると思いますので、そこら辺については委員のおっしゃられる方向性に近づけていけるのではないかなと思っています。

佐藤委員 この書いている公募の方法ってどういうふうな方法でやっているのですか、今までの経緯とか。

木村課長補佐 まず、ホームページ等で公募しますよということを大きく載せまして公募する、どこかに文書送るとかではなくて、あくまでも公募なので、そういう形でホームページに載せまして、そこから申請書類等を頂いて、それを審査をしてプレゼンテーションやっただいてというような流れになります。

佐藤委員 従来は、そのような形でホームページというのみでの公募方法という形でやっていたということですね、そしたら。

木村課長補佐 告示をしてホームページに出すというような形でやっております。

佐藤委員 できれば、今こういういろんな方法での公募、あるいは従来1件か何件来たのか分からないけれども、こういう町民のいろんな声がある中で公募ももう少し広め方が違う形の方法でないものなのか、その辺の考え方も少しずつでも考えたほうが良いような気がするのですが、もしできるようであれば公募方法もいろんな形で考えてもいいのではないかなと思

いますので、よろしくお願いします。

小寺委員長 それについて答弁は必要ですか。

佐藤委員 いや、いいです。

村田議長 まず、公募する中身でちょっと気になるのが1つあるので、先にそれを質問したいなと。1ページ目の応募資格等というところの（1）の申請者の備えるべき資格の最後に過去5年間に於いて類似施設の管理運営実績を有することというこの応募資格、次、3ページ目の評価のポイントの5番目に類似施設等の施設の管理運営実績及び活用できるノウハウというところにノウハウという言葉入っているのですが、公の施設の管理を安定して行う経験、能力を有する、または確保できる見込みがあるかって書いてあるのですが、公募の受付する資格の中には実績がないと駄目だっとうたっていて、ポイントの中には確保できる見込みがあるかというところを入れているということは、もう公募する段階で実績を持っているというのを決めているわけだから、これはちょっとつじつまが合わないのではないか、申請者の備えるべき資格のところを変えるか何かしないとちょっと合わないのかなという気がしたので、ここはどうでしょうか。

小寺委員長 暫時休憩します。

（休憩 11:19～11:21）

小寺委員長 それでは、会議を戻します。

木村課長補佐 今回うちのほうの施設については、宿泊施設と道の駅というような複合的な施設になっておりまして、その部分でどちらか片方のノウハウを持っていてももしかしたらどちらか片方のノウハウを持っていない場合もあるのですが、必要なのはどちらかのノウハウを持っているということが一応条件としているのですけれども、なおかつもう片方のノウハウを持っていないければ駄目ですよ、そういうことにしている中でそれを評価

するポイントの中ではそういうような考え方で記載をしております。

村田議長

今の答弁でいくと、ここに参入してきたいなという業者さんが申請者の備えるべき資格のところだけ見て、これは自分の会社では応募資格ないなって要は思われると私は嫌なのです。答弁は答弁で、これでいいので、本題に入りたいと思いますが、自分としては今これだけの説明して、この書類を作って、では本当に申請者が2件、3件出てきてくれれば最高、100点満点です。それが例えば今の1社しかないとか、その1社も手を引くとかということが心配なので、まずは申請しやすくするということは私は必要でないかなというところで今最初の質問しました、まずそこは。それは、さっき言ったように、文面変えてでも申請者が申請しやすくしてあげるのが大事だと思います。それはそれでいいのですけれども、本題としてはこれだけのことをポイントでも何でもするということ、あと町側が8年度の新しい指定管理者を受け入れるためにこちら側がしなければならないことというのもあると思うのです。それもきちっと提示をしないと、当然のごとく後でもめごとにもなるし、要はいかにいい業者に入ってもらおうかというところでこちら側、管理者としての出せるもの、きちんとこれだけのところは用意しますって、もう古くなるものも分かっているわけだから、そこら辺も整備するものは整備する、入ってくる側のことも考えたやり方をしないとなかなか新しく参入してくれる業者っていないのかなというのは特にあります。一番大きいのは、施設の中身の整備、あとは年間払っている指定管理料、そこら辺もどこまで、それはちょっと厳しい、あまり出してしまうとまたあれなので、そこら辺は不確定要素としてはあれなのですけれども、道外、道内、いろんな業者の中で見てくれるところをいかに呼び込んで申請してもらおうかというところを本当にどうやってやるのか、そこが一番私は問題だと思うので、どういう形でというか、なかなか難しいのですけれども、思いを持ってやっていくのか、一番心配なのは応募者がいなくて9月までにゼロでというところが最悪なことだけは祈っているのですけれども、もしそこに対する対処的な部分とか何かがあれば、すみません、すごく厳しい質問しているのだけれども、一番心配しているところはそこなので。

小寺委員長 暫時休憩します。

(休憩 11:25～11:29)

小寺委員長 会議に戻します。

木村課長補佐 まず、施設の今回の公募に当たっての改修だとか修繕だとかという考え方なのですけれども、一応今うちのほうで町として全体としてマネジメント計画のほうもありますので、修繕とか、そういう部分についてはその計画に載せていく関係もあり、もちろん既存の施設の中で修繕しなければいけない部分というか、壊れている部分とか直す部分は年次的にずっと今までやってきているのですけれども、今の段階で大きな修繕の計画等をこれから立てるような形の状態なので、その部分でそれを提示するという部分では現行こういうような状態ですということを募集を受けて申請される方に提示していくような形になると思います。

指定管理料のほうにつきましては、今回評価のポイントの中にも含めているのですけれども、収支計画の中で実際にやっていただく方がどういう計画を立てて、その中で指定管理料をこれだけというか、どのぐらいの指定管理料が中に入って全体を運営していくかということも含めて提案をしていただいて、その提案された中身が指定管理料自体の算定とか、そういう根拠自体もちろん評価のポイントとなりますので、そういった部分でも指定管理をやっていただく相手を選ばせていただくというか、選定させていただくような考え方で進めていく形になっております。

以上です。

村田議長 後半の部分は、答弁いただいたので、そのとおりだと思います。問題は、前段の施設の部分なのですけれども、自分が心配しているのはこれだけの年数もたっていて今公共施設マネジメントの話も出ましたが、大改修をするというところもこの申請するに当たっては10年以内に多分出てくると思うのです。それは、何年後にはもしそういうことがあったときに休業しながらとか、一部施設を休みながら運用しなければならないとか、お風呂を片方ずつとか、いろんなことが起きますし、そういうところの不安材料を取り除いておくというのが私は必要ではないかなと思って、

先ほど最初に申請者が申請しやすく配慮ではないけれども、しておくというところは大事だと思うのです。もし何かの中でそういうことが起きた場合は補償しますとか、すぐ要は町側が修繕しますということがあったにしても、例えばぼんとボイラーが壊れたとか、エアコンが壊れて客室が何室か使えなくなったとか、いろんなことが起きたときにやっぱりそうならないようにしてあげないと新しい応募者なりが来てくれないのかなという思いがあって、今までの管理者だとそういうことも全部分かってまた応募してくれるだろうけれども、新しい応募者は分からないわけなので、そこら辺を応募してもらいやすくしてもらいたいなということ要望としてお願いしたいなと思います。

小寺委員長 それに対して答弁何かありますか。課長、それを受けて何かもしあれば。

三上課長 新規の方がもし入ってくるとしたら、施設をまず内覧できるような形で公募もかけていますので、施設については今の事業者は分かっているし、もし新規の方がいらっしゃれば施設を実際見ていただいて、それで応募できるかできないかというようなこともやりますし、公募と同時に今コンサルのほうでつくっているのですけれども、仕様書という形で施設の具体的な内容についてだったり、備品にはどういうものがありますよとか、そういうようなものも別途、この要項にはないのですけれども、施設の説明もした上で公募させていただきますので、そこら辺なるべく不安を感じないようにまた理事者のほうとも相談しながらやっていきたいなと思っております。

村田議長 今課長答弁いただいたので、結果、いい指定管理者が決まって、いい運営していただけるよう最善の努力をお願いして、もうやめます。

小寺委員長 ほかにございませんか。(なし。の声) それでは、これに関しては特に議会の議決とかはありませんので、今日のやり取りを踏まえた中できっと公募にいくのかなというふうに思います。せっかく委員会でいろんな意見が出たので、少しでもいい公募ができるように頑張りたいなというふうに思います。
それでは、以上で今日の総務産業常任委員会を終了したいと思います。

ありがとうございました。